

■「産後ケア事業」を利用してみませんか？ ～産後のお母さんを応援します！～ 《助産師さんのケアをうけながら、安心して子育てを》

市では、産後の疲労回復、育児の不安や悩みの解消のため、助産施設で助産師さんのケアを受けられる「産後ケア事業」を行っています。授乳がうまくいかない、赤ちゃんの体重の増え方が心配、気持ちが落ち込むなど、赤ちゃんとの毎日で不安なとき、ぜひ「産後ケア事業」をご利用ください。

対象	市内に住所がある産後1年以内の母子
利用日数	各7日以内
費用	宿泊ケア 1泊2日/6,000円 ※1泊追加ごとに3,000円加算 日帰りケア 1回/1,500円
キャンセル料	当日キャンセルの場合 宿泊ケア 5,000円 日帰りケア 3,500円
利用方法	利用したい助産施設に予約後、利用申請書を本庁舎こども支援課へ提出してください。
実施助産施設	市ホームページ、母子健康手帳交付や赤ちゃん訪問の時に配布するチラシをご覧ください。

産後2週間以上たっても、気持ちが落ち込む、自信が持てない、悲しくなる、不安になる、涙もろくなるなど悲観的に考えてしまう状態が続く場合「産後うつ」の可能性があります。

また、産後数か月たってから発症することもあります。1人で悩まず、ぜひご相談ください。

☎本庁舎こども支援課 内2131

■ひとり親家庭医療費更新申請書、児童扶養手当現況届の提出をお忘れなく

ひとり親家庭医療費や児童扶養手当を受給している方は、毎年「更新申請書」や「現況届」を提出する必要があります。

提出がない場合、引き続き医療費の助成や手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。対象者には、後日申請書を送付します。

- 受付期間 8月1日(月)～31日(水) ※平日のみ
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 提出先 本庁舎こども支援課・各庁舎地域振興課

☎本庁舎こども支援課 内2136

各庁舎地域振興課

表郷☎2114 大信☎462114 東☎342113

■子育て世帯生活支援特別給付金

市では、次に該当する世帯に特別給付金を支給します。

●対象者

(1) ひとり親世帯分

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方
- ②公的年金などを受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方で、令和2年の収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

(2) ひとり親世帯以外分

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児は20歳未満）を養育する父母等で、以下の④、⑤のいずれかに該当する方

- ※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象
- ④令和4年度の住民税均等割が非課税である方(未申告の方は申告が必要です)
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※すでに(1)ひとり親世帯分の支給を受けている方は対象外です。

●支給額 児童1人当たり一律5万円

●申請方法

①に該当する方は**申請不要**です(6月9日に支給しています)。

②、③または⑤に該当する方は**申請が必要**です。

④に該当する方で令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方は**申請不要**です(公務員の方を除く)。

それ以外の方は**申請が必要**です。

申請が必要な方は、申請書をこども支援課または各庁舎地域振興課窓口に取りに来ていただくか、ホームページからダウンロードして提出してください。

●申請期限 令和5年2月28日(火)

●申し込み・問い合わせ先

本庁舎こども支援課 内2136



成長に合わせた情報が届く！予防接種の記録ができる！ etc.

子育て支援アプリ「ぽっかぽか」

▼ダウンロードはこちら

iphone



Android

